

岩手県肝炎対策協議会設置要綱

(目 的)

第1条 本県の肝炎の診療体制等について協議し、肝炎の予防及びまん延防止を図るとともに、肝炎診療の充実及び向上等を図るため、岩手県肝炎対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導に関すること。
- (2) HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握に関すること。
- (3) HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策に関すること。
- (4) HBV及びHCV持続感染者が、継続的な肝炎かかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策に関すること。
- (5) 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、肝炎かかりつけ医及び肝疾患診療専門医療機関の指定と連携の強化に関すること。
- (6) 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- (7) 慢性性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保に関すること。
- (8) 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関すること。
- (9) 肝炎診療に関わる人材の育成に関すること。
- (10) 各施策についての検討を基に目標等の設定に関すること。
- (11) 事業実施の評価に関すること。
- (12) 肝炎対策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、委員6名をもって組織し、別表に掲げる団体等から推薦された者で、知事が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は知事が招集する。

2 協議会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他会長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会に第2条第5号及び第6号の事項のうち別に定める事項について協議を行うため、部会を設置する。

2 部会は、会長が指名する委員及び学識経験のある者等のうちから知事が委嘱する者で組織する。

3 部会の決定は、協議会の決定とする。

4 このほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部医療推進課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

別表

選 出 区 分		選出団体等の名称	員数 (人)
【 医療 】	医療体制に関する事 人材育成に関する事 専門医に関する事	岩手医科大学附属病院	2
		社団法人岩手県医師会	1
【 検診 】	肝炎検診に関する事 保健指導に関する事	財団法人岩手県予防医学協会	1
		岩手県保健所長会	1
【 当事者 】	患者支援に関する事	いわて肝友ネット	1